

令和6年7月31日

令和6年

第10回米子市教育委員会定例会議案

米子市教育委員会

令和 6 年第 1 0 回米子市教育委員会定例会議案

目 次

- 議案第 3 7 号 令和 7 年度から令和 1 0 年度まで使用する中学校各
教科の教科用図書の採択について
- 議案第 3 8 号 米子市指定無形民俗文化財の指定について
- 報告第 6 号 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代
理の報告について

議案第 37 号

令和 7 年度から令和 10 年度まで使用する中学校各教科の教科用図書の採択について

令和 7 年度から令和 10 年度まで使用する中学校各教科の教科用図書を次のように採択する。

令和 6 年 7 月 31 日

米子市教育委員会

【中学校】

教科・種目		発行者名	書 名
国 語	国 語	東京書籍	新しい国語
	書 写	東京書籍	新しい書写
社 会	地理的分野	帝国書院	社会科 中学生の地理 世界の姿と日本の国土
	歴史的分野	帝国書院	社会科 中学生の歴史 日本の歩みと世界の動き
	公民的分野	日本文教出版	中学社会 公民的分野
	地 図	帝国書院	中学校社会科地図
数 学	数 学	啓林館	未来へひろがる数学
理 科	理 科	啓林館	未来へひろがるサイエンス
音 楽	音楽（一般）	教育芸術社	中学生の音楽
	音楽（器楽合奏）	教育芸術社	中学生の器楽
美 術	美 術	日本文教出版	美術
保健体育	保健体育	Gakken	新中学保健体育
技術・家庭	技術分野	東京書籍	新しい技術・家庭 技術分野 未来を創る Technology
	家庭分野	東京書籍	新しい技術・家庭 家庭分野 自立と共生を目指して
外国語	英 語	開隆堂	Sunshine English Course
特別の教科 道徳	道 徳	光村図書	きみが いちばん ひかるとき

議案第 38 号

米子市指定無形民俗文化財の指定について

米子市文化財保護条例（平成 17 年米子市条例第 77 号）第 23 条第 1 項の規定に基づき次の無形の民俗文化財を米子市指定無形民俗文化財に指定する。

令和 6 年 7 月 31 日

米子市教育委員会

無形の民俗文化財（風俗慣習）

名 称	所 在 地	保 護 団 体
尚徳地区のセントロ・マントロ	米子市青木、上安曇、下安曇、兼久、別所、榎原及び大袋地内	尚徳地区千灯籠・万灯籠保存会

米子市指定文化財候補の概要について

区 分	種 別	名 称	所在地	保護団体
新規指定	無形民俗文化財 (風俗慣習)	尚徳地区のセントロ・マントロ	米子市尚徳地区	尚徳地区千灯籠・万灯籠保存会

【解説】(しょうとくちくのせんとろ・まんとろ)

米子市南部の法勝寺川流域の尚徳地区では、7月にセントロ・マントロと呼ばれる祭りが行われる。セントロ・マントロとは「千灯籠・万灯籠」の訛った呼称で、青木・大袋集落などでは秋葉社、大谷集落では愛宕社の火伏のための火祭りとして行う。さらに兼久集落では船上社の疫病封じの神力を願って行う。7月に実施されることから、虫送りの意味も込められている。

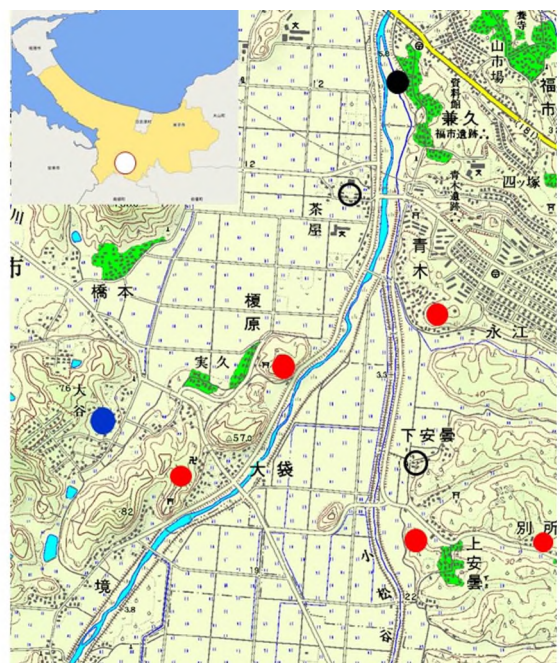
祭りの詳細は集落によって異なるが、僧侶や神職が祈祷した後に神前の火をもらい受けて水田周りや川堤に立てられた多くの灯籠に点火することと、子供が祭りの主体であったことは共通している。灯籠は、竹筒に稲藁や布を詰めて灯油を振りかけたものだが、麦作が盛んであった頃は麦藁を詰めていた。本数はおおよそ100～200本であったが、近年は数を減らしている。

各社には江戸時代後期および末期の石灯籠が奉献されていることから、これらの神々は江戸時代には勧請されていたと判断できる。祠に納められているお札は安政5年を最古として、明治時代のものが多くみられる。セントロ・マントロが当地域においていつ頃に定着したのかを明らかにする記録は残されていないが、少なくとも江戸時代後期から明治時代には行われていたと考えられる。

尚徳地区のセントロ・マントロは、秋葉社、愛宕社、船上社によるそれぞれの信仰に基づく火祭りが、同じような時期に行われるという点に特徴があり、互いに影響しあって伝承されてきたと考えられる。夕闇の中に火の帯が浮かび上がって幻想的な夏の風物詩となっており、この伝統文化を活かした地域づくりの話し合いが行われている。

尚徳地区の セントロマントロ

- 兼 久 船上社／7月22日
- 青 木 秋葉社／7月14日
- 上安曇 秋葉社／7月14日
- 別 所 秋葉社／7月14日
- 実 久 秋葉社／7月14日
- 大 谷 愛宕社／7月21日
- 大 袋 秋葉社／7月14日
- 茶 屋 なし /7月14日
- 下安曇 なし /7月14日





点灯(大谷集落)



竹灯籠(青木集落)

報告第 6 号

教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について

米子市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（平成 17 年米子市教育委員会規則第 8 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき教育長が臨時代理した事項について、同条第 2 項の規定により次のとおり報告する。

令和 6 年 7 月 3 1 日

米子市教育委員会

1 臨時代理した事項

（1）米子市教育委員会事務局職員の人事異動について

（2）内容

令和 6 年 7 月 1 6 日付け米子市教育委員会事務局職員の人事異動を別紙のとおりとする。

2 臨時代理を行った日

令和 6 年 7 月 1 6 日

3 臨時代理を行った理由

米子市教育委員会事務局職員の人事異動について、緊急に処理する必要があり、かつ、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなかったため。

令和6年7月16日付 人 事 異 動 表

※ 課長級

区 分	新 任	旧 任	氏 名
併 任	(教育委員会発令) 総務部総務管財課長 (教育委員会事務局主査こども政策課併任)	総務部総務管財課長	角 雄一郎

※ 担当課長補佐級

区 分	新 任	旧 任	氏 名
併 任	(教育委員会発令) 総務部総務管財課情報公開担当課長補佐 (教育委員会事務局こども政策課併任)	総務部総務管財課情報公開担当課長補佐	横 木 一 明

※ 係長級

区 分	新 任	旧 任	氏 名
併 任	(教育委員会発令) 総務部総務管財課係長 (教育委員会事務局こども政策課併任)	総務部総務管財課係長	渡 部 育 子

※ 主任級

区 分	新 任	旧 任	氏 名
併 任	(教育委員会発令) 総務部総務管財課主任 (教育委員会事務局こども政策課併任)	総務部総務管財課主任	上 原 瑞 季